

教保体第1605号
令和5年1月31日

各市町村教育委員会学校安全主管課長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 (支 所) 長 } 様

県教育委員会教育長

自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について（通知）

日頃、本県児童生徒の交通安全教育に御尽力いただき感謝申し上げます。
標記について、県民生活部防犯・交通安全課長及び県警察本部交通部交通総務課長から別添資料のとおり依頼がありました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化について児童生徒及び保護者に対して周知を徹底するとともに、着用の定着が早期に実現するよう御配意をお願いいたします。

また、交通安全教育指針につきましては、交通安全教育に関わる全ての方々（教職員も含む）の手引きとなるものであることから、教職員も率先して自転車乗車用ヘルメット着用に務めるとともに、児童生徒に対して御指導くださいますようお願いいたします。

なお、添付資料の保護者通知用メール文案につきましては、保護者への通知を徹底していただくことを目的に県警察本部交通総務課から提供されたものです。保護者通知の際に参考として御活用くださいますようお願いいたします。

市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に御周知くださいますようお願いいたします。

担当：教育局県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 関口
TEL：048-830-6964



防交第401号
令和5年1月16日

教育局県立学校部保健体育課長様

県民生活部防犯・交通安全課長
(公印省略)

自転車安全利用指導員（学校指導員）に対する乗車用ヘルメット着用の
周知等について（依頼）

県の交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御理解と御尽力を賜り厚くお
礼申し上げます。

さて、令和4年4月27日、全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットの着用が努力
義務となる改正道路交通法が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなり
ました。

つきましては、県内各学校等の皆様に別紙を参考に周知いただきますよう御協力を
お願いいたします。

また、「自転車安全利用五則」が改定されました。別添チラシ及びリーフレットを
活用し、改めて自転車のルール等について周知いただきますよう併せてお願いいたし
ます。

担当 総務・交通安全担当 田嶋・玉井
電話 048-830-2960
E-Mail a2950-03@pref.saitama.lg.jp

別紙

道路交通法の改正内容

【乗車用ヘルメットに関する規定】

改正後の道路交通法第63条の11

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
 - 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
 - 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ※罰則についてはありません。

改正前の道路交通法第63条の11

- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【乗車用ヘルメット着用の重要性】

自転車事故で亡くなった人のうち、半数以上の人気が頭部に致命傷を負っています。ヘルメットの着用と非着用では、致死率が約2.2倍になるとのデータもあります。自己自身の命を守るために、自転車に乗る場合はヘルメットの着用をお願いします。



【児童・生徒に対する自転車を運転する際のヘルメット着用の指導について】

児童・生徒に対しては、通学時のみならず、日頃、自転車を運転する際には、ヘルメットを着用するよう改めて御指導ください。

【通勤時及び公用自転車を運転する際のヘルメットの着用について】

通勤時等において、自転車利用をされている職員につきましては、個人で乗車用ヘルメットを用意し、着用をお願いいたします。

また、公用自転車を保有している各小中学校におかれましては、公用のヘルメットを用意するなど、公用自転車利用時に職員にヘルメットを着用させてください。

【自転車保険の加入の促進について】

埼玉県では、平成30年4月1日より、自転車保険への加入が義務となっています。

引き続き、自転車保険への加入の促進をお願いいたします。

また、保険によっては、有効期限が決まっていたり、毎年の更新が必要となる場合がありますので、適宜確認をお願いいたします。



事務連絡
令和4年12月27日

都道府県・政令指定都市
交通安全対策主管課（室）事務御担当者様

内閣府政策統括官
(政策調整担当)付
交通安全啓発担当

自転車安全利用五則の改定に伴う広報啓発について

平素から交通安全対策の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
標記の件につきましては、「自転車の安全利用の促進について」(令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定)において「自転車安全利用五則」が改定されたことに伴い、下記のとおり広報啓発用チラシ及びリーフレットを作成しましたので、自転車の安全利用の促進のため、御活用をお願いします。

記

1 チラシ及びリーフレット

- (1) 自転車安全利用五則啓発用チラシ
 - ・ 名称：「改定した自転車安全利用五則を守りましょう！」
 - ・ 規格：A4判縦 両面
- (2) 自転車安全利用啓発用リーフレット
 - ・ 名称：「自転車交通安全講座」
 - ・ 規格：A4判縦 6ページ（表紙を含む）

2 活用方法

- (1) ホームページや広報誌等において、別添PDFファイルの御活用をお願いします。
- (2) 都道府県等において、業者に印刷を発注する目的で印刷用データ(AIファイル)が必要な場合は、別途対応しますので御連絡をお願いします。
都道府県等で印刷する場合において、名義を追加されることも可能です。
なお、チラシ表面をポスターとして御活用いただいても構いません。

3 その他

- (1) 都道府県については、管下市区町村への周知もお願いします。
- (2) 内閣府ホームページにもチラシ及びリーフレットを掲載しております。
【内閣府交通安全対策担当（交通安全教育教材）ホームページ】
URL: <https://www8.cao.go.jp/koutu/kyouiku/index.html>

<問合せ先> 内閣府政策統括官（政策調整担当）付
参事官（交通安全対策担当）付
交通安全啓発担当 西村・中川
Tel: 03-6257-1449
E-mail: g.kotsuanzen.g5tr@cao.go.jp

自転車を利用している皆さんへ



改定した **自転車
安全利用五則** を
守りましょう！

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用





改定した

自転車安全利用五則を守りましょう！

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成 29 年～令和 3 年合計)
(警察庁資料より)



自転車交通安全講座



「自転車安全利用五則」を守って、安全運転に努めましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



普通自転車は、歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。

歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金または料金

普通自転車が例外的に歩道を通行できる場合



- 「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある
- こども（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、体の不自由な人が運転している
- 通行の安全確保のためにやむを得ない
 - ◆ 道路工事している
 - ◆ 駐車車両が続いている
 - ◆ 交通量が多く道幅が狭いなど

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



罰則 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金等

3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



罰則 5万円以下の罰金

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。

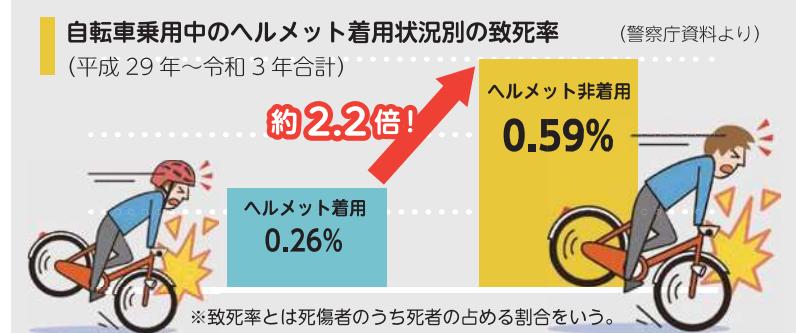


罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。



危険な「ながら運転」はやめましょう！

自転車運転中の「ながら運転」は、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因となるので、絶対にやめましょう（下記のような行為自体を禁止している都道府県もあります。）。



傘さし運転



スマホ等使用運転



イヤホン等使用運転

罰則 5万円以下の罰金

自転車運転者講習制度

危険な違反行為（15類型）を3年以内に2回以上繰り返した自転車運転者（14歳以上）は、都道府県公安委員会の命令により、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。



自転車運転者講習の対象となる15類型の危険行為

① 信号無視



② 通行禁止違反

道路標識等により自転車の通行が禁止されている道路等を通行する行為

③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）

自転車の通行が認められた歩行者用道路で歩行者に注意せず、徐行しない行為

④ 通行区分違反

歩道通行できる場合以外で歩道通行したり、道路の右側を通行したりする行為

⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

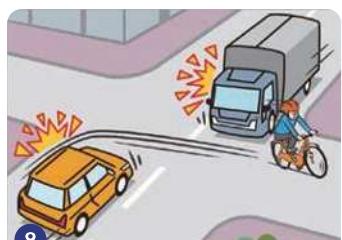
⑥ 遮断踏切立入り

⑦ 交差点安全進行義務違反等

信号機のない交差点で優先道路を通行する車両を妨害したりするなどの行為

⑧ 交差点優先車妨害

交差点を右折時、直進車や左折車両の進行を妨害する行為



⑨ 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内で車両等の進行を妨害する行為

⑩ 指定場所一時不停止等

⑪ 歩道通行時の通行方法違反

歩道の通行が認められている場所で歩行者の妨害をする行為



⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転

前後輪にブレーキがなかったり、ブレーキ性能不良の自転車を運転したりするなどの行為



⑬ 酒酔い運転

⑭ 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確實に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

⑮ 妨害運転（交通の危険のおそれ、著しい交通の危険）

他の車両を妨害する目的で、逆走、急ブレーキ、急な進路変更などの危険運転をする行為



もしも事故を起こしてしまったら

自転車運転中に事故を起こしてしまったら、以下の流れに従って、落ち着いて行動しましょう。



① けが人の救護

けが人がいる場合は、その救護が最優先です。すぐに119番通報して救急車を呼びましょう。

② 道路上の危険防止

二次災害を防ぐため、自転車は歩道の端などの安全な場所に移動させましょう。

③ 警察への通報

現場の状況を確認し、警察に通報しましょう。

※警察への届出がないと「交通事故証明書」が発行されず、保険会社の補償等が受けられない場合があります

④ 相手の確認

相手の名前、住所、連絡先を確認しておきましょう。

⑤ 保険会社への連絡

自転車保険に加入している場合は保険会社にも連絡しましょう。

自転車で事故を起こしたときの運転者の義務

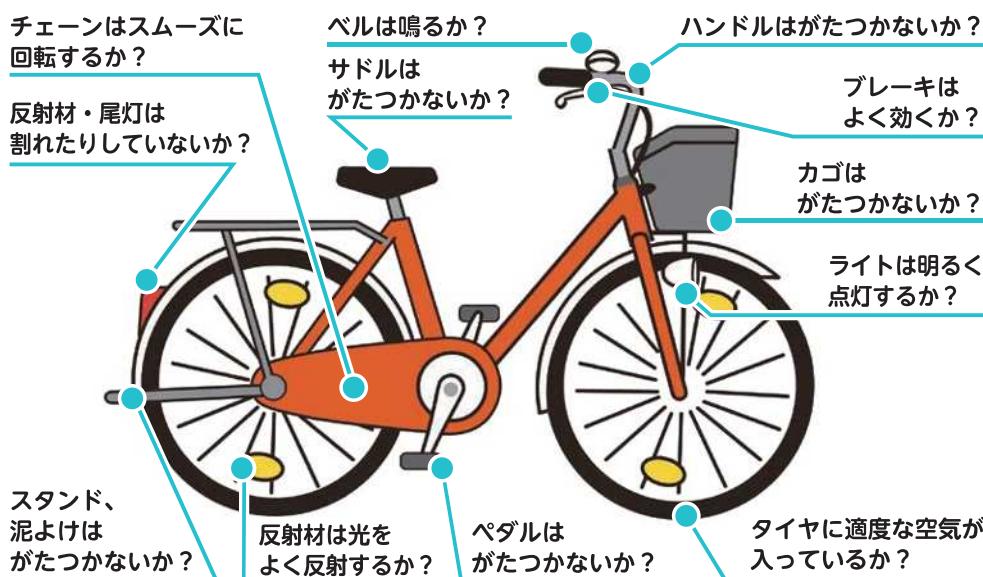
- 負傷者を助け、保護しなければならない救護措置義務
- 道路上の危険を防がなければならぬる危険防止措置義務
- 警察へ報告しなければならぬる報告義務

注意

これらの措置をしないで現場から立ち去ると、「ひき逃げ」などになり、厳しい罰則を受けることもあります。

普段から点検・整備を忘れずに

自転車を安全に利用するためには、故障や不具合のない自転車に乗ることが大切です。自転車に乗る前には、以下のポイントを参考に、異常がないか点検しましょう。また、定期的に自転車安全整備店で点検・整備をしてもらいましょう。



点検・整備のポイントは

「ぶたはしゃべる」

	ブレーキ
	タイヤ
	反射材
	車体
	ベル

加害事故で問われる責任を理解する



自転車は車の仲間（軽車両）です。交通ルールに違反して事故を起こせば、自転車運転者は加害者として刑事上の責任が問われるほか、民事上の損害賠償責任も生じます。未成年者が加害者として高額な賠償金の支払いを求められたケースもあります。「自転車事故は絶対に起こさない」「事故の被害者にも加害者にもならない」という強い決意で、安全運転に努めましょう。

刑事上の責任

- 重大な過失で相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」（5年以下の懲役もしくは禁固、または100万円以下の罰金）等に問われることがあります。
- 刑事罰を受けると、免許や資格が取り消されたり、取得できなくなったりする恐れのある職業があります。

◆ 刑事罰を受けると、免許や資格に影響がある職業

禁錮以上	教員／裁判官／弁護士／公認会計士／建築士 など
罰金以上	医師／看護師／薬剤師／栄養士／調理師 など

民事上の責任

◆ 自転車事故による高額加害事故例 日本損害保険協会調べ

判決認容額(※)	事故の概要
9,521 万円	男子小学生(11)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性(62)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

(※) 判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車保険等で事故のリスクに備えよう

自転車による加害事故で高額な賠償金の請求が相次いでいる社会状況などを背景に、自転車事故に備える「自転車損害賠償責任保険（自転車保険）」等への加入を、条例で義務付ける都道府県が増えています。万が一の事故に備えて、自転車保険等には必ず加入しましょう。

◆ 自転車事故に備える保険

対象 保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産・モノ	
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

個人賠償責任保険

- 他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして損害賠償責任が生じた場合に支払われる保険です。
- 自動車保険・火災保険・傷害保険等の特約として、また、クレジットカードの付帯保険として契約することもできます。
- コンビニやインターネットで手軽に加入できる自転車保険等もあります。
- 共済や団体保険（会社、PTAの保険等）の中で個人賠償責任保険を契約している場合があります。
- 自分や家族が加入している保険の内容を確認しておきましょう。

傷害保険

- 自分がケガをして治療費等が必要になった場合に支払われる保険です。

「TSマーク付帯保険」は身近な自転車保険です！

- 自転車安全整備店で購入、または点検・整備した自転車に貼られる「TSマーク」に付いている保険です。
- 1年間有効の賠償責任保険、傷害保険等が付帯します。緑色・赤色・青色の3種類があり、それぞれ補償内容が異なります。（第1種（青マーク）（赤マーク）（緑マーク）



交 総 第 41 号
令和 5 年 1 月 18 日

埼 玉 県 教 育 局
県立学校部保健体育課長 様

埼 玉 県 警 察 本 部
交通部交通総務課長
(公印省略)

道路交通法の一部を改正する法律の施行及び交通の方法に関する教則等の
改正内容の周知について（依頼）

平素は警察活動に多大なる御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年 4 月 27 日に公布された「全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務化」等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）については、法律の施行期日を定める政令により、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

また、改正法の施行に伴い、交通の方法に関する教則（以下「教則」という。）及び交通安全教育指針の一部改正つきましても、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務に関する記載が追記され、教則の第 3 章第 1 節 1 「自転車に乗るに当たっての心得」において、

乗車用ヘルメットは、努めて SG マークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用する旨その種類及び方法が示されたところでございます（別添 1 参照）。

つきましては、市町村教育委員会及び所管の学校に対して、保護者宛てのメール配信（別添 2 参照）等により周知を依頼していただきますようお願い申し上げます。

担当者
埼玉県警察本部交通部交通総務課
自転車対策係 佐々木
電話：048-832-0110 (5056)
メール：koutukikakuka@mail.police.pref.saitama.jp

1 関係規定（令和5年4月1日施行）

○「道路交通法」第63条の11（自転車の運転者等の遵守事項）

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメ

ットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、

当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

○「交通の方法に関する教則」第3章第1節1(8)（自転車に乗るに当たっての心得）

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

○「交通安全教育指針」第2章

（省略）

※全世代に対する自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務に関する記載が追記されました。

2 その他関係条例

○「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」第8条第2項

児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対して交通安全教育を実施する。

〔1～3 跳〕

4 児童の保護者による交通安全教育の実施

児童が安全に道路を通行することができるようになりますが、児童の父母等の保護者が日常生活の中で、児童に対して交通安全教育を行うことが効果的である。特に、低学年の児童に対することは、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識が十分に備わっていないおそれがあることから、保護者は、児童に対する交通安全教育を実施する機会を設けるほか、児童に対する交通安全教育を実施する場合は、必要に応じて保護者の同伴を求め、また、保護者が参加できない場合は、児童に対する交通安全教育において保護者が果たすべき役割、児童に指導すべき事項等について記載した資料を見童に持ち帰らせるなどにより保護者に対する交通安全教育を行ふ。

なお、具体的には、以下の内容について指導する。

〔(1)～(3) 跳〕

(4) 児童が安全に自転車を利用するためには必要な事項

児童が自転車に乗車する場合は、児童が乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないこと及び保護者が児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠つて自転車を利用すると危険であることを児童に理解させることを指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行せたり、保護者の目届かない所で練習せりしないように指導する。

児童と共に、「交通安全の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)第3章第1節2を参照して自転車を点検するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に際して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

〔(5)～(6) 跳〕

第3節 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 [略]

2 中学生に対する交通安全教育の内容

〔(1)・(2) 跳〕

(3) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

(ア) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合には、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自

〔1～3 同左〕
4 [同左]
[同左]

〔(1)～(3) 同左〕
〔(4) 児童が安全に自転車を利用するためには必要な事項
児童に自転車を利用する場合は、児童に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを理解させる。また、児童の体格に合った自転車を選び、交通ルールの遵守及び交通マナーの実践を怠つて自転車を利用すると危険であることを児童に理解させるとともに、指導する。さらに、道路外の安全な所で児童に自転車の正しい乗り方を指導するとともに、正しい乗り方を習得するまでは、児童に自転車を利用して道路を通行せたり、保護者の目届かない所で練習せりしないように指導する。

児童と共に、「交通安全の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。)第3章第1節2を参照して自転車を点検するとともに、夜間等には前照灯をつけなければならないこと等の通行に際して注意すべき事項及び歩行者等に対して注意すべき事項を教えるように指導する。

〔(5)・(6) 同左〕

〔同左〕
第3節 中学生に対する交通安全教育
〔同左〕

1 [同左]
2 [同左]
〔(1)・(2) 同左〕
〔(3) [同左]
ア [同左]
イ [同左]

〔ア〕 自転車の正しい乗り方の実践
〔イ〕 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合には、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自

転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させることとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際には確実に実践することができるよう指導する。

特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること等の危険性を教えさせ、これらの周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

トを着用するように指導する。

- (7) [略]
[(4)・(5) 略]

3 [略]

第4節 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

- 1 [略]
2 高校生に対する交通安全教育の内容
〔(1)・(2) 略〕
〔(3) 自転車の利用者の心得
ア [略]〕

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させることとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるよう指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるよう指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

- 〔(4)・(5) 略〕
3 [略]

転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際には確実に実践することができるよう指導する。

特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること等の危険性を教えさせ、これらの周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

- (7) [同左]
[(4)・(5) 同左]

3 [同左]

第4節 高校生に対する交通安全教育

[同左]

- 1 [同左]
2 [同左]
〔(1)・(2) 同左〕
〔(3) [同左]
ア [同左]〕

イ 内容

自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるよう指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるよう指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

- 〔(4)・(5) 同左〕
3 [同左]

第5節 成人に対する交通安全教育

〔1～3 略〕

4 歩行者等に対する交通安全教育

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるところとする。

(1) [略]

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するため習得する必要のある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [略]

イ 自転車の利用者の心得

(2) [略]

(3) 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被着絶縁効果及び乗車用ヘルメットの着用に関する努力義務

ウ [略]

第6節 高齢者に対する交通安全教育

〔1～3 番の(3)

4 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるところとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) [略]

ア [略]

(2) 歩行者の心得

イ 内容

(3) [略]

(4) 電動車椅子等を用いる場合に注意すべき事項

電動車椅子等(道路交通法第2条第1項第11号の4に規定する身体障害者用の車いすであつて原動機を用いるものをいう。以下同じ。)を通行させている者は、道路交通法上歩行者とされていることから、電動車椅子等を通行させている場合は、歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、電動車椅子等は、機種ごとに、操作方法、走行性能等の特性が異なることから、それらを十分に把握し、道路外の安全な場所で操作方法を習得した上で道路を通行するように指導する。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

第5節 成人に対する交通安全教育

〔1～3 同左〕

4 同左

〔同左〕

(4) 自転車の利用者の心得

[略]

内容

〔ア・イ・略〕

(b) 安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項

免許を受けている者、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項を、教則第3章の内容に沿つて指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。

〔(5)～(7) 略〕

3 [略]

4 家族等に対する交通安全教育の実施

高齢者が加齢に伴う身体機能の変化を自觉し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。

そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせるなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。

なお、具体的には以下の内容について指導する。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 高齢者が安全に自転車を利用するためには必要な事項

自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促すよう指導する。

〔(4)～(6) 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

基
盤

○運転操作に慣れていない者（年齢14歳未満）の運転者に対する指導は、運転操作の基礎知識の習得を目的としたものとする。
 ○運転操作に慣れていない者（年齢14歳未満）の運転者に対する指導は、運転操作の基礎知識の習得を目的としたものとする。
 ○運転操作に慣れていない者（年齢14歳未満）の運転者に対する指導は、運転操作の基礎知識の習得を目的としたものとする。

(4) [同左]	ア [同左]	イ [同左]	〔ア・イ・略〕	(b) 安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項 免許を受けている者、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項を、教則第3章の内容に沿つて指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。	〔(5)～(7) 略〕	3 [同左]	4 [同左]	〔(1)・(2) 同左〕	(3) 高齢者が安全に自転車を利用するためには必要な事項 自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促すよう指導する。	〔(4)～(6) 同左〕
----------	--------	--------	---------	--	-------------	--------	--------	--------------	---	--------------